

EU と ACP 諸国の経済連携協定 (EPA)

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*

(財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

EU とアフリカ・カリブ海・太平洋地域 (ACP) 諸国は、2003 年、それまでのロメ協定に代わり、政治対話・開発協力・貿易を柱とするコトヌー協定を締結した。そして、同協定のもとで第三国に対して差別的な旧ロメ協定の片務的貿易協定を WTO 規則と整合的なものとすべく、07 年末までの義務の免除 (ウエイバー) 期間内の合意を目指して経済連携協定 (EPA) 交渉を開始した。交渉は 6 つの地域に分けて行われたが、07 年末までに包括的な協定が成立したのはカリブ海地域だけであった。このため EU は各地域との交渉と並行して個別の国との間で暫定的な協定を締結する方針を打ち出し現在までに 35 カ国との間で暫定協定を締結した。暫定協定は、ロメ協定の期限切れによる ACP 諸国の対 EU 輸出への影響を回避する狙いもあったが、WTO との整合性を保つために緊急避難的に締結された面が強く、これによって ACP 諸国が対 EU 輸出を大幅に増やすことは困難とみられる。ACP 諸国の対 EU 輸出の大宗は石油や農産物などの一次産品であり、今後、ACP 諸国が貿易の拡大や経済発展を遂げるためには工業化などの経済構造改革の進展がカギを握ると思われる。そのためにも、EU との包括的な EPA の早期締結による開発協力が望まれている。

I ロメ協定、コトヌー協定から 経済連携協定へ

1975年にアフリカ、カリブ海、太平洋地域（ACP）46カ国との間で締結されたロメ協定は、EUの一方的な特惠供与に加え、欧州開発基金（EDF）による財政・技術支援、工業化支援、輸出所得安定化制度（スタベックス；STABEX）の創設などを内容としていたことから、ACP諸国の要求に配慮した新しいパートナーシップを構築するものとしてACP諸国から高く評価された。STABEXは、輸出入収入が一定割合以上下回る国にEUが所得補償を行うもので、不安定な一次産品の世界市場価格により経済の安定成長が阻害されてきたACP諸国にとっては、「貿易を通じた経済成長」の実現に寄与するものとして歓迎された。1980年の第2次ロメ協定では、鉱産物に対してもSYSMIN（鉱産物生産、輸出能力維持制度）と呼ばれる同様の制度が適用された。

ロメ協定は5年ごとに更改され、第4次協定は10年間、2000年まで続き、参加するACP諸国の数も増大

した。しかし、協定締結後もACP諸国の経済成長率は低く、政治不安を繰り返す国も少なくなかった。EU15の輸入に占める協定締結国のシェアは75年の7.9%から96年には3.8%へ、輸出では8.1%から3.0%へと大きく下落した。

これに対してACPと並んで関税面で優遇されている地中海地域諸国のEU貿易に占めるシェアは、75年から96年の間に、輸入で7.1から8.5%、輸出で12.6から11.6%とほぼ横ばいのシェアを維持している。また、一般特惠関税を適用されているASEAN（東南アジア諸国連合）のEU貿易に占めるシェアは同期間に輸入で1.9から6.6%、輸出で2.5から6.5%へと大きく高まった。こうしたことから、ロメ協定はその目的である貿易の拡大を通じた経済成長に成功したとはいえないという評価が一般的である。その原因として、一般的に、EU側の譲歩や援助の不足、ACP諸国の能力不足、政治的不安定などが指摘されているが、より根本的な理由としては、ACP諸国の植民地時代からの経済的特徴であるモノカルチャー型の経済構造からの転換

が進まなかったことが挙げられよう。

このため、EU はロメ協定を第 4 次で終結させ、2000 年に ACP 諸国との間でコトヌー協定 (Cotonou Agreement) を締結した。コトヌー協定は 00 年 2 月に失効したロメ協定の後継協定として、EU と ACP 諸国 77 カ国・地域が同年 6 月にベナン共和国の首都コトヌーで調印し、03 年 4 月に発効した。コトヌー協定は重点分野として、「政治対話」「開発協力」「貿易」の 3 つをかかっている。

①政治対話；ロメ協定の実効が ACP 諸国の政治的不安定によって大きく損なわれたという認識から「政治対話」の重視がかかげられた。具体的には、(i) 民主主義および人権の尊重、汚職の防止、(ii) 「よい統治 (good governance)」の重要性の確認、(iii) 非政府組織の政治参加などが謳われている。

②開発協力；(i) ロメ協定で実効の上がらなかった STABEX および SYSMIN は廃止し、(ii) そのうえで、各国別に個別プログラムを作成、実施する。また、(iii) EDF (欧州開発基金) を通じた特別資金協力を増額する、などが盛り込

まれた。

③貿易；ロメ協定の対 ACP 特恵を廃止し、WTO と整合的な体制にする。すなわち、(i) ACP 諸国間で地域統合を形成し、(ii) これら地域グループと EU との間で WTO と整合的な経済連携協定 (EPA) を締結する、などが掲げられた。

旧ロメ協定の特恵貿易制度は、EU が一方的に貿易障壁を削減・撤廃する片務的協定であり、第三国に対して差別的であることから、第三国からは WTO 協定に違反するとされた。このため EU と ACP 諸国は、WTO の規定と整合する協定を新たに締結する必要があった。このためコトヌー協定では、移行措置として旧ロメ協定の 07 年末までの維持を規定するとともに、08 年 1 月までに新たな貿易協定を結ぶこととした。EU は、07 年末までロメ協定を維持するために、01 年 11 月の WTO 閣僚理事会の決定で、07 年末を有効期限とする、GATT25 条に基づく義務の免除 (waiver) を受けた。

以上のような背景のもとに、EU と ACP 諸国は旧ロメ協定に代わる

新たな協定として、EPA の締結を交渉することになった。

II EU-ACP 経済連携協定(EPA)

1. EPA 交渉の背景

EU は ACP 諸国との EPA 交渉をカリブ海、東南部アフリカ、西部アフリカ、中部アフリカ、南部アフリカ、太平洋の 6 地域に分けて交渉を進めていたが、上記 WTO のウエイパーの有効期限である 2007 年 12 月までに合意できたのはカリブ海諸国だけであった。これは、後発開発途上国 (LDC ; Least Developed Countries) を除く非 LDC 諸国の大半が市場開放による欧州からの安い農産品の流入などを懸念したため、交渉が難航したことによる。このため EU は 07 年 10 月に、協定失効の影響が大きい非 LDC 諸国のための現実的な取り組み方針として、非 LDC 諸国との二国間交渉に切り替えて、各国と 07 年末までに暫定協定を結び、地域間の包括的な EPA の交渉期間の延長を図った。

EU との間で交渉を行った（および交渉を継続中の）地域の共同体は

以下の 6 地域である。

- 東南部アフリカ地域 (ESA ; Eastern and Southern Africa) ; 東アフリカ共同体 (EAC = East African Community ; 加盟国はケニア、ウガンダ、タンザニア、ルワンダ、ブルンジの 5 カ国)。
- 西部アフリカ地域 ; 西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS = Economic Community of West African States ; 加盟国はナイジェリア、ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、セネガル、シエラレオネ、トーゴ、カーボベルデの 15 カ国) ・ 西アフリカ諸国通貨同盟 (UEMOA=Union Economique et Monetaire Ouest Africaine ; 加盟国はコートジボワール、セネガル、ベナン、ブルキナファソ、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、トーゴの 8 カ国)。
- 中部アフリカ地域 ; 中部アフリカ経済通貨共同体 (CEMAC=Central African Economic and Monetary Community ; 加盟国はカメルーン、コンゴ共和国、ガボン、赤道ギニア

ナ、中央アフリカ共和国、チャドの6カ国)。

- ・ 南部アフリカ地域 ; 南部アフリカ開発共同体 (SADC = Southern African Development Community ; 加盟国はタンザニア、ザンビア、ボツワナ、モザンビーク、アンゴラ、ジンバブエ、レソト、スワジランド、マラウイ、ナミビア、南アフリカ、モーリシャス、セーシェル、コンゴ民主共和国の14カ国)。

なお、南アフリカ共和国はコトヌー協定を締結していないが、SADC 加盟国であり、地域統合を阻害しないために2007年2月から交渉に参加。

- ・ カリブ海地域 ; CARIFORUM¹⁾
(Caribbean Forum of the ACP States ; 加盟国はアンティグア＝バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ、ドミニカ共和国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントルシア、セントビンセント＝グレナディーン、セントキッツ＝ネイビス、スリナムおよびトリニダード＝トバゴの15カ国)。

- ・ 太平洋地域 ; クック諸島、東ティモール、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ。

2. EPA 交渉の現状と見通し

包括的な協定締結で既に合意に至ったカリブ海諸国を除く5地域とのEPA交渉の進捗状況の概要は以下のとおりである。

(1) 南東部アフリカ地域

暫定協定に調印していないLDC諸国(ジブチ、エリトリア、エチオピア、マラウイ、スーダン、ザンビア)はEBAスキーム(Everything But Arms ; 武器以外の全品目で数量制限なしに無関税輸入を認める制度)によりEUに輸出している。この地域では、EAC(東アフリカ共同体)－EU間で暫定協定が調印されたほか、セーシェル、ジンバブエ、モーリシャス、コモロ、マダガスカルが暫定協定に調印している。

ESA諸国は2008年3月にザンビアの首都ルサカで開いた会合で、包

括的な EPA 締結に向けて LDC 諸国への特別待遇や原産地規則、開発協力、EPA の実施に伴うコストのための追加支援とその分配メカニズムなどの課題の解決を図ることで合意した。しかし、暫定合意している EPA のスタンズティル条項 (協定の調印後に、各国が留保した特定の法律または政策を強化することや、同様の法律や政策を新たに導入することを禁止した条項) や輸出税などに関する条項について再考を求める声が出た。このため同年 4 月に入ってから EU に再交渉を求めたものの、欧州委員会はこれを拒絶している。

(2) 西部アフリカ地域

この地域ではコートジボワールとガーナが単独で暫定協定に署名した。この両国の EPA 調印が契機となって、ECOWAS (西アフリカ諸国経済共同体) 全体の EPA 交渉の進展が期待されている。

西部アフリカ地域諸国は 2008 年 2 月に、モーリタニアの首都ヌアクシヨットで開かれた閣僚会合で、地域間 EPA を締結する前段階として、08 年 6 月末までに対外共通関税

(CET ; Common External Tariff) を採択することで合意した。ECOWAS は UEMOA (西アフリカ諸国通貨同盟) の CET を EPA のベースとする予定であったが、ナイジェリアの異議により、6 月中に CET に合意することはできなかった。ただし、欧州委員会と ECOWAS および UEMOA の両委員会は、08 年 3 月初旬にブルキナファソの首都ワガドゥグで開いた会合で、地域間 EPA 交渉の作業スケジュールをすでに決定しており、CET の議論と並行して交渉は進められている。ECOWAS は、09 年 6 月中に地域間での EPA に合意することを目指している。

(3) 中部アフリカ地域

同地域では、カメルーンが暫定協定に調印し、ガボンも調印の予定である。もう一つの非 LDC であるコンゴ共和国も当初、08 年に調印を予定していたものの、協定締結への関心が薄らいでいるといわれる。

カメルーンが単独で暫定協定に調印したことにより、CEMAC (中部アフリカ経済通貨共同体) が地域として交渉することは難しくなってい

たが、中部アフリカ地域諸国はカメルーンのドアラで08年2月初旬に開いた欧州委員会との会合で、引き続き地域としてのEPAを締結する意向を表明している。ただし、カメルーンが結んだ暫定協定を基本とするのではなく、あくまで07年中に中部アフリカ地域諸国とEU間で取りまとめた内容、および他の地域で調印された内容を今後の交渉の基本とすることで合意した。欧州委との会合では、08年7月までの地域間EPAの合意に向けたロードマップも定められ、合意文書についての進展が期待されている。

(4) 南部アフリカ地域

南アフリカ共和国は、EUとの間で通商・開発・協力協定(TDCA)を締結しているため、暫定協定を結ばなかった。南アはEUが主張するサービス分野の自由化に反対しており、SADC内で暫定協定を結んだ国に対して、EPA交渉を最初からやり直すよう求めている。

2008年3月にボツワナの首都ハローネで開かれたSADCと欧州委の閣僚級会合では、欧州委員会のマン

デルソン委員(通商担当)が、SADCに対して08年内にEPAに合意するよう求めるとともに、一部の国から要請が出ている最恵国待遇条項と輸出税の課税権の見直しについては、再交渉しないことを表明した。なお、暫定協定を結んでいる国は、08年末までに地域間の包括的なEPA締結で合意を目指すことを確認している。

(5) 太平洋地域

パプアニューギニアとフィジー以外の非LDC7カ国(クック諸島、ミクロネシア連邦、ナウル、ニウエ、パラオ、マーシャル諸島、トンガ)は暫定協定に調印せず、2008年1月から一般特惠関税(GSP)でEUに輸出している。LDC諸国(東ティモール、キリバス、サモア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ)はEBAによりEUへの市場アクセスが確保されている。

08年2月にフィジーのナンディで開かれた太平洋諸国の通商会合では、引き続き包括的なEPAの締結を目指し、共同交渉を行うことを確認した。あわせて、すべての太平洋諸国が合意できる場合にのみEPAを締

結すること、協定は各国の状況や経済的利益の違いを反映したものでなければならないことも確認した。さらに同年3月にナンディで開かれた会合では、08年中に包括的なEPAの共同交渉を進めることで合意した。これにより、同年4月末にポートモレスビーで技術レベルでの交渉が開かれたが、特にサービスのモード4（人の移動）で意見の隔たりが大きく、合意の見込みは立っていない。

なお、03年に発効した太平洋島嶼国貿易協定（PICTA；Pacific Islands Countries Trade Agreement）は、13年までに自由貿易地域の完成を目指している。これはオーストラリア、ニュージーランドを含む、太平洋諸島フォーラム（PIF；Pacific Islands Forum）加盟国間の自由貿易地域の確立を目指したものである。ただし、太平洋諸国は一般的に、国内市場への影響、および税収の減少懸念から、オーストラリア、ニュージーランドと協定を結ぶことには消極的であるといわれる。

3. カリブ海諸国とのEPAおよび その他諸国との暫定協定の 内容

前述のように2007年末までにACP諸国との間で包括的な経済連携協定（EPA）が締結できたのはカリブ海諸国だけにとどまり、その他の地域とのEPA交渉は難航した。このためEUは、商品貿易の分野で合意に達することができれば、差し迫ったWTOとの整合性の問題を解決でき、旧ロメ協定の期限切れに伴うACP諸国、特に非LDC諸国のEUとの貿易の混乱を防ぐことになることから、前述のように各地域との交渉と並行して、個別のACP諸国との暫定協定の締結を急いだ。

その結果、07年末までにEUとの暫定協定締結国は35カ国に達した。07年末の移行措置の期限切れに伴い、包括的なEPAもしくは暫定協定に調印していない諸国は、08年1月1日から非LDC諸国の場合は一般特恵関税（GSP）、LDCの場合はEBAに基づきEUに輸出することになった。

カリブ海諸国との間で締結されたEPAはEUがACP諸国との間でこれ

までに締結した唯一の包括的な EPA であることから、貿易、投資、サービス、開発協力などを含んだ包括的な内容となっているが、EU が個別の ACP 諸国との間で締結した暫定協定は貿易の自由化を中心とした内容となっている。

EU と ACP 諸国との EPA の貿易自由化取り決めにおいて特徴的なことは、次のように EU と ACP 諸国の自由化率が非対称的で、かつ ACP 側が漸進的に自由化を進めるという点である。

- ① EU は砂糖とコメを除く ACP 諸国からのすべての輸入に対して 08 年 1 月 1 日から残存関税率と輸入割り当てを撤廃する。
- ② ACP 諸国の自由化は段階的に行われる。即時または短期間のうちに自由化される品目は、多くの場合、当該商品の関税がすでにゼロとなっているものである。
- ③ ほとんどの ACP 諸国は農産物のほとんどすべておよびその他の重要な非農産物を自由化の適用除外とした。

また、ACP 諸国が協定締結後に成長産業を保護する必要が生じた

場合には、関税を復活させることを認めるという条項が認められた。

また、経済連携協定には、かなりの金額の開発支援パッケージが付けられており、ACP 諸国は今後 7 年間にわたって、開発支援として 230 億ユーロを支援されることになる。また、貿易支援として EU は ACP 諸国に対して、年間 20 億ユーロの支援（経済連携協定の実施を支援するための諸施策に重点的に支出）を決定している。これらの支援金額は、ACP 諸国が変化に対応するための新たな構造改革や貿易政策を準備したり、貿易のチャンスを生かすためのインフラを整えたり、競争力を高めるために利用されることになる。

以下、カリブ海諸国との包括的な EPA およびその他諸国との暫定協定の内容を貿易の自由化に焦点を当てて見てみよう。

(1) EU の市場開放

カリブ海諸国との包括的 EPA およびその他諸国との暫定協定において、EU は 2008 年 1 月 1 日から ACP 諸国の輸出品に対するほぼすべての

関税と数量制限を撤廃した。ただし、市場バランスを維持するために時間が必要とされたコメと砂糖については次のような暫定期間が設けられた。

まずコメについては、09年に終わる暫定期間は無税輸入枠が設定され、09年末以降は輸入が自由化されることになる。08年のコメの無税輸入枠は18万7,000トン、09年の無税輸入枠は25万トンである(従来の無税輸入枠は12万5,000トン)。

ちなみに、FAO(国連食糧農業機関)によれば、07年における世界の穀付きコメの生産は7億4,000万トン、最大の生産地域はアジア諸国であり、全体の90%以上を生産している。ACP諸国で生産されているコメはわずかに1,800万トンである。

EUのACP諸国からのコメの輸入は年間約20万トンと比較的安定して推移しているが、EUのコメの総輸入に占めるACP諸国の比率は00年の17%から07年には約10%へと低下している。これは、インドやバングラデシュからのバスマティ米(Basmati)などの高品質米の消費の増加を反映したEUの消費構造の変化によるとされている。

ACP諸国の中でACP以外に輸出しているのは、カリブ海地域のガイアナだけであり、ガイアナは生産したコメの大部分を主としてEU向けに輸出している。その他のACP諸国の場合は、事実上、生産したコメのすべてを国内または地域内で消費している。

コメはイタリアやスペインなどEUの一部の生産国にとってはセンシティブな品目であることから、前述のように09年末の完全自由化にむけて段階的に輸入量を増やすという暫定期間が設けられている。しかし、前述のようにEUにとってACP諸国からのコメの輸入は限定的あり、総輸入に占めるACPからの輸入比率も低下傾向にあることから、09年末に輸入を自由化した場合でも大きな市場の混乱は生じないとみられる。

一方、砂糖の場合は、08年10月1日から09年9月30日までの期間は、砂糖議定書の効力が続いているため、(砂糖議定書の下での無税枠に加えて)追加的な数量割当が認められる。

09年10月1日から15年9月30日までの期間においては、ACP産砂糖のEU市場への自由アクセスは、

自動的なセーフガード・メカニズムの下で、非 LDC 諸国に対して認められる。ただし、このフリーアクセスは次の 2 つの条件が同時にあてはまる場合、すなわち①ACP からの砂糖の年間総輸入量が 350 万トンに達した場合、②ACP の非 LDC 諸国からの輸入量が 08/09 年度に 138 万トン、09/10 年度に 145 万トン、10/11～14/15 年度に 160 万トンに達した場合には、停止される。なお、ACP 産の砂糖の輸入に対しては、輸入業者は 09 年 10 月 1 日から 12 年 9 月 30 日の間、EU の指標価格の 90% の水準を下回らない価格で購入することが要請されている。

15 年 10 月 1 日以降は、EPA のセーフガードが適用されることになっており、EU の砂糖市場価格が連続して 2 ヶ月間、前市場年度の市場価格の 80% 以下に下落した場合にセーフガードが適用される。

また、砂糖の含有比率の高い一部の製品には EPA の下で、08 年 1 月 1 日から 15 年 9 月 30 日までの間、特別監視メカニズムが適用される。連続した 12 ヶ月間に輸入が数量ベースで 20% 増加した場合、欧州委員会

はこの増加の要因を分析し、当該商品の輸入が砂糖の輸入協定を迂回するために使われたと結論付けた場合には、これらの製品に対して最恵国待遇を再導入することができるかと規定している。

このように、EU が特に砂糖に対して長い暫定期間を設けているのは、15 年まで全面的な構造改革が行われる EU の砂糖市場のバランスを維持するためとされている。

(2) ACP 諸国の市場開放

EU の貿易自由化が前述のように一部の例外を除いてほぼ 100% であり、かつ協定発効と同時に実施されるのに対して、ACP 諸国の自由化は概ね 80～90% 程度と非対称的となっており、自由化を達成する期間もカリブ海諸国に見られるように最長で 25 年という長い暫定期間が設けられている。こうした非対称的な貿易の自由化により、ACP 諸国（特に EBA が適用されない非 LDC 諸国）は旧ロメ協定の失効に伴う貿易上の不利益を回避できることになった。さらに、包括的な EPA を締結した場合は、開発協力などを通じて、イン

フラ整備、生産能力の向上を図るうえで展望を持つことができるようになるという点で、今後の APC 諸国の経済発展につながるものと期待されている。

表 1 に、ACP 諸国がこれまで EU と締結した包括的 EPA または暫定協定に見られる、APC の協定締結国の貿易自由化スケジュール、適用除外品目、その他の特徴をまとめた。

表 1 EU と協定を締結した ACP 諸国と協定の内容 (貿易関連)

| 地域/協定締結国 | 自由化スケジュール | 適用除外品目 | 備考 |
|--|--|--|--|
| カリブ海地域 (CARIFORUM) アンティグア＝バーブーダ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ、ドミニカ共和国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントルシア、セントビンセント＝グレナディーン、セントキッツ＝ネオビス、スリナム、トリニダード＝トバゴ (以上 15 カ国) (07 年 12 月 16 日調印) * | <ul style="list-style-type: none"> 自由化率; EU からの輸入額の 86.9% (関税ラインの 90.2%)。 自由化スケジュール; 10 年以内に輸入額の 61.1%、15 年以内に 82.7%、25 年以内に 86.9%。 ドミニカ共和国は米国との FTA で自由化をコミットしているため、他の CARIFOEUM 諸国よりも EU 製品に対して有利な条件を認めている。 | 農産物 (家きん肉およびその他の食肉、乳製品、特定の野菜および果実)、水産物、調製食品 (ソース、アイスクリーム、シロップ)、飲料、エタノール、ラム、植物油脂、化学品 (塗料・ニス、香水、化粧品、石鹼、ローソク、消毒・殺虫剤)、家具・同部品、アパレル (綿製のセーター、ジャージ、カーディガン)。 | 協定は「商品貿易」のほか「投資、サービス貿易、E コマース」「現金決済および資本移動」「貿易関連事項 (競争、技術革新および知的財産保護、公共調達など)」「紛争回避および紛争解決」などで構成。 |
| 南部アフリカ開発共同体 (SADC) ボツワナ、レソト、スワジランド、モザンビーク (07 年 11 月 23 日調印) ** ナミビア (07 年 12 月 11 日調印) ** | <ul style="list-style-type: none"> ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド; 18 年までに EU からの輸入の 86% を自由化 (センシティブ 44 品目については 15 年以降、同 3 品目については 18 年以降に自由化)。 モザンビーク; 18 年までに EU からの輸入の 80.5% を自由化 (約 100 品目を 18 年に自由化)。 | 自由化適用除外品目は農産物と一部加工農産品に集中。 | 協定には開発協力量が含まれており、商品貿易における協力、供給サイドの競争力向上、インフラの改善、サービス貿易、貿易関連問題、制度構築能力、財政調整などが含まれている。 |

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>東アフリカ共同体 (East African Community ; EAC)</p> <p>ケニア、ウガンダ、タンザニア、ルワンダ、ブルンジ (EAC 加盟 5 カ国) **</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自由化率；EU からの輸入額の 82% (関税品目で 74%)。 ・自由化スケジュール；2 年後に輸入額の 80% を自由化、残り 2% を 25 年後に自由化。 | <p>農産物、ワイン、スピリッツ、化学品、プラスチック、紙、繊維、アパレル、履物、ガラス製品など。</p> | <p>協定には、水産資源の持続的な利用に関する協力という観点から「大規模漁業」に関する章が含まれている。</p> |
| <p>南東部アフリカ (Eastern and Southern Africa ; ESA)</p> <p>セーシェル、ジンバブエ (07 年 11 月 28 日調印) **</p> <p>モーリシャス (07 年 12 月 4 日調印) **</p> <p>コモロス諸島、マダガスカル (07 年 12 月 11 日調印) **</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・セーシェル；22 年までに EU からの輸入額の 97.5% を自由化 (5 年後に 62%、17 年までに 77%、22 年までに残りの 20.5% を自由化)。 ・ジンバブエ；22 年までに EU からの輸入額の 80% を自由化 (12 年までに 45%、残りの 42% を 22 年までに自由化)。 ・モーリシャス；22 年までに EU からの輸入額の 95.6% を自由化 (08 年までに 24.5%、17 年までに 53.6%、22 年までに残りの 42% を自由化)。 ・コモロス諸島；22 年までに 81.6% を自由化 (5 年後に 21.5%、残り 59.1% を 22 年までに自由化)。 ・マダガスカル；22 年までに 80.7% を自由化 (5 年後に 21.5%、残り 43.7% を 22 年までに自由化)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・セーシェル；食肉、水産物、飲料、タバコ、皮革製品、ガラス・陶磁器、車輛。 ・ジンバブエ；家きん製品、穀物、紙、プラスチック・ゴム、繊維・衣料、履物、ガラス・陶磁器、家電製品、車輛。 ・モーリシャス；生きた動物・食肉、畜産品、油脂、調製食品・飲料、化学品、プラスチック・ゴム、皮革製品・毛皮、鉄鋼、家電製品。 ・コモロス諸島；畜産品、魚、飲料、化学品、車輛。 ・マダガスカル；食肉、魚、畜産品、野菜、穀物、飲料、プラスチック・ゴム、皮革製品および毛皮、紙、その他の金属。 | <p>協定には、地域統合および開発戦略に対する支援、EU の財政的枠組み・加盟国・その他資金提供機関からの資金援助や貿易コミットメント実施のための支援の拡大などが謳われている。</p> <p>また EAC との協定と同様、水産資源の持続的な利用に関する協力強化を目的として「大規模水産業」に関する章も設けられている。</p> |
| <p>太平洋地域</p> <p>パプアニューギニア、フィジー (07 年 11 月 29 日調印) **</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・パプアニューギニア；15 年後に EU からの輸入額の 88% (関税品目数では 82%) を自由化。 ・フィジー；15 年後に EU からの輸入額の 80% (関税品目数でも 80%) を自由化。 | <p>特定の農産物、林産物、非農産物加工品。</p> | <p>協定で EU は、特に水産物と繊維について新たな原産地規則をオファー。</p> |

| | | | |
|---|---|--------------------------|--|
| <p>西アフリカ地域</p> <p>コートジボワール (07年12月7日調印) **、</p> <p>ガーナ(07年12月3日調印) **</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・コートジボワール；15年後に EU からの輸入額の 80.8% (関税品目数では 88.7%) を自由化。 ・ガーナ；15 年後に EU からの輸入の 80.48% (関税品目数では 80.01%) を自由化。 | <p>特定の農産物および非農産物加工品。</p> | <p>両協定には「開発協力」の章が設けられ、開発協力の優先分野が定められている。主な分野は生産部門の活性化と能力向上、ビジネス環境の改善など。また、協定には詳細な紛争解決メカニズムが含まれている。</p> |
|---|---|--------------------------|--|

注) *は包括的 EPA、**は暫定 EPA

(出所) 欧州委員会、EU 貿易総局の TRADE POLICY in PRACTICE “Update : Interim Economic Partnership Agreement” (電子版) より作成

Ⅲ EU と ACP 諸国の貿易 (結びにかえて)

前節で見たように、EU は ACP 諸国との間で、経済連携協定 (EPA) の締結に積極的に取り組んでいる。ところで、EU と ACP 諸国との間の貿易はこれまでどのように推移し、現在どの程度の規模になっているのであろうか。以下に、最近の EU と ACP 諸国の貿易関係について概観するとともに、これまでに締結された包括的な EPA や暫定協定が ACP 諸国の経済発展にどのような意味を持つのかについて探してみたい。

EU 統計局 (Eurostat) の貿易統計によれば、EU27 の ACP 諸国からの

輸入は 2000 年から 04 年にかけて 300 億ユーロ前後で推移していたが、05 年に 370 億ユーロに増加した後、06 年、07 年はほぼ 400 億ユーロの水準を維持している。EU の ACP 諸国からの輸入のうち、農産物 (SITC2 ケタ分類で 01-24 類の品目) の比率は、00 年以降、約 30% の比率で推移していたが、05 年以降は 20% をやや上回る水準に低下してきており、近年の ACP からの輸入増は主として非農産物の輸入によってもたらされたことがわかる。

EU27 の ACP からの主要輸入品 (07 年) は、「石油」が全体の約 3 分の 1 と圧倒的に多い。石油以外の上位 15 品目には、「石油ガス」「アル

ミニウム(塊)」「鉄鉱石」「ダイヤモンド」「木材」「天然ゴム」といった資源のほか、「カカオ豆」「甘しゅ糖・てん菜糖等」「コーヒー」「魚・キャビア等」「バナナ」「切花」などの農水産物が並んでおり、こうした一次産品以外で上位15品目に入っているのは、「客船・遊覧船・フェリーボート等」のみである。ACP諸国からはEU向けに「肌着」「化粧張り用単版」も輸出されているが、これら工業品はいずれもEUのACPからの総輸入の1%未満にとどまっている。

以上のことから、EU27のACP諸国からの輸入は、農産物の輸入比率はやや低下したものの、石油、鉱物などを含めた一次産品が依然として圧倒的に高い比率を占めていると結論づけることができる。

一方、07年におけるEUの第三国からの輸入に占めるACP諸国からの輸入比率はわずか2.81%であった。欧州委員会の資料“*The Lome Convention*”(電子版)によれば、EU市場におけるACP諸国製品の市場シェアは1976年には6.7%であったが、98年には3%に低下した。上記の07年のシェアはその後もACP諸

国製品のシェアが高まっていないことを物語っている。

次に、EUのACP諸国からの輸入をACPの地域別にみると、西部アフリカ地域(ECOWAS〔西アフリカ諸国経済共同体〕+モリタニア²⁾)からの輸入がACPからの輸入全体の約4割を占め圧倒的に多い。これは主としてナイジェリアからの石油輸入によるものであるが、農産物でもコートジボワールやガーナからのカカオ豆の輸入が多いため、ACPからの輸入農産物全体の40%近い比率を占めている。

西部アフリカ地域に次いで輸入が多いのは南部アフリカ共同体(SADC)からの輸入で、ACPからの輸入全体の26.8%を占める。南東部アフリカ(ESA16カ国)からの輸入は農産物と非農産物を合わせた全体ではACPからの輸入全体の13.5%にとどまっているが、同地域からの農産物の輸入は西部アフリカ地域に次いで多く、ACPからの農産物輸入全体の31.2%を占めている。ESAからの主要輸入農産物は「コーヒー豆」「切花」「砂糖」などである。

一方、EU27のACP諸国への輸出

は、00 年以降 04 年までは 270 億～280 億ユーロで推移していたが、05 年には 300 億ユーロに達し、07 年には 396 億ユーロと 400 億ユーロに迫る増加を記録している。EU から ACP 諸国への輸出はほとんどが工業製品であり、農産物の輸出は 10 数%にとどまっている。上位 15 品目に入る主要輸出品は「石油・歴青油」のほか、「有線電話・電信用の電気機器」「乗用車」「貨物自動車」「機械部品」「発電機」「自動データ処理機械」「建設機械」などの機械類や、「医薬品」などである。

EU27 の域外輸出に占める ACP 諸国への輸出比率も、輸入比率をやや上回っているものの、07 年には 3.19%にとどまった。

以上が、最近の EU と ACP 諸国の貿易の概況であるが、問題は、前節までに述べてきた EU との EPA がどのような影響を及ぼすのかということである。EU と ACP 諸国との間で締結された EPA (カリブ海地域の包括協定およびその他諸国との暫定協定) は、これまでのロメ協定およびその後継協定であるコトナー協定を

WTO に整合的な内容にするという点では意味があった。しかし、非 LDC 諸国との間で締結された暫定協定は、旧ロメ協定の期限切れによって被る非 LDC 諸国の不利を回避するという色彩の強いものである。従って、暫定協定の締結によって、現在の EU の ACP との低い貿易比率が今後飛躍的に高まるとことは期待しがたいように思われる。

ACP 諸国の工業化を含めた経済構造改革が進展し、モノカルチャー型の経済構造からの脱皮による経済発展が実現しない限り、現在の価格の不安定な一次産品の輸出依存から脱却することは困難であり、EU と ACP 諸国の間的大幅な貿易の拡大は困難とみられる。EU が進めようとしている包括的な経済連携協定 (EPA) と、その中で重点分野として挙げられている ACP 諸国の経済発展・開発への協力こそが、今後の ACP 諸国の全般的な経済発展、ひいては EU との貿易拡大の決め手になるのではないかと思われる。貿易、サービス貿易、投資、開発などを含めた包括的な経済連携協定の早期締結が期待される所以である。

表2 EU27のACP諸国からの輸入（主要地域別）（2007年）

（単位；100万ユーロ、％）

| 地域 | 2006 | 2007 | 07年の 前年比 増減率 | ACP計に 占める比率 (07年) |
|-----------------------------|----------|----------|--------------------|-------------------------|
| カリブ海地域 (CARICOM) | 4,009.3 | 3,262.1 | -18.6 | 8.1 |
| | 714.8 | 680.6 | -4.8 | 7.3 |
| 南部アフリカ共同体 (SADC) | 9,739.5 | 10,780.4 | 10.6 | 26.8 |
| | 1,669.4 | 1,831.1 | 9.7 | 19.6 |
| 東アフリカ共同体 (EAC) | 1,655.8 | 1,774.6 | 7.2 | 4.4 |
| | 1,478.2 | 1,575.6 | 6.6 | 16.8 |
| 南東部アフリカ (ESA) (16カ国) | 5,221.9 | 5,438.1 | 4.1 | 13.5 |
| | 2,829.0 | 2,917.5 | 3.1 | 31.2 |
| 西部アフリカ地域 (ECOWAS+モーリタニア) | 17,182.6 | 15,782.7 | -8.1 | 39.3 |
| | 3,119.7 | 3,531.4 | 13.2 | 37.8 |
| 太平洋地域 | 1,162.4 | 908.1 | -21.9 | 2.3 |
| | 392.0 | 450.5 | 14.9 | 4.8 |
| ACP合計 | 40,898.4 | 40,160.9 | -1.8 | 100.0 |
| | 8,619.0 | 9,346.4 | 8.4 | 100.0 |

注) 各地域の下段の数字は農産物 (SITC2 ケタ分類で01-24類のもの)。

(出所) Eurostat, Trade Issues Bilateral Trade Relations より作成

表3 EU27のACP諸国からの主要輸入品（上位15品目）（2007年）

（単位；100万ユーロ、％）

| | 品目 (SITC) | ACP諸国 からの輸入に 占める比率 | 輸入額 | EU域外 からの輸入に 占める比率 |
|----|-------------------|--------------------------|--------|-------------------------|
| 1 | 石油および歴青油 (2709) | 34.3 | 13,763 | 6.7 |
| 2 | 石油ガス等 (2711) | 6.9 | 2,783 | 6.0 |
| 3 | カカオ豆 (1801) | 4.9 | 1,984 | 94.6 |
| 4 | ダイヤモンド (7102) | 4.7 | 1,871 | 11.9 |
| 5 | アルミニウムの塊 (7601) | 3.3 | 1,308 | 11.6 |
| 6 | 客船、遊覧船等 (8901) | 3.2 | 1,292 | 19.3 |
| 7 | 甘じゃ糖、てん菜糖等 (1701) | 2.0 | 793 | 62.4 |
| 8 | コーヒー (0901) | 1.7 | 691 | 14.4 |
| 9 | 木材 (4407) | 1.7 | 690 | 16.2 |
| 10 | 魚、キャビア等 (1604) | 1.5 | 590 | 30.2 |
| 11 | バナナ (0803) | 1.3 | 519 | 18.9 |
| 12 | 天然ゴム等 (4001) | 1.2 | 492 | 21.8 |
| 13 | 鉄鉱 (2601) | 1.1 | 457 | 5.9 |
| 14 | 切花、花芽 (0603) | 1.1 | 440 | 53.3 |
| 15 | たばこ、くずたばこ (2401) | 1.1 | 431 | 23.9 |
| | ACPからの輸入合計 | 100.0 | 40,161 | 2.81 |

(出所) Eurostat, Trade Issues Bilateral Trade Relations より作成)

注

1) カリブ海地域においては、EU とのロメ協定締結に伴う地域プロジェクトの調整などを 1973 年に設立されたカリブ共同体 (CARICOM) の事務局が行ってきたが、第 4 次ロメ協定では CARICOM 加盟していないハイチとドミニカ共和国が新たに協定締結国に加わったため、地域協力の調整のために新たなフォーラムを設立する必要が生じた。このため、1992 年に「ACP 諸国のカリブ海地域フ

ォーラム」(CARIFORUM) が設立され、EU との EPA 交渉の窓口となった。

2) EU との EPA 交渉の窓口としての西部アフリカの地域連合体には、ECOWAS (西アフリカ諸国経済共同体) 加盟 15 カ国とモーリタニアが含まれる。モーリタニアは 2000 年に ECOWAS からの脱退を決定し、アラブマグレブ連合との統合を優先したが、03 年の同地域の首脳会議で西部アフリカ地域連合体にモーリタニアを含めることが決定された。